

議案第 4 6 号

亀山市まちづくり基本条例の一部改正について

亀山市まちづくり基本条例の一部を別紙のとおり改正する。

平成 2 7 年 6 月 5 日 提出

亀山市長 櫻 井 義 之

別 紙

亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

提案理由

条例の改正について、地方自治法第 9 6 条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求める。

亀山市条例第 号

亀山市まちづくり基本条例の一部を改正する条例

亀山市まちづくり基本条例（平成22年亀山市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「地方自治法の一部を改正する法律（平成23年法律第35号）による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の規定に基づく基本構想」を「亀山市総合計画条例（平成27年亀山市条例第 号）第2条第1号に規定する総合計画」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。